

下関市立大学定期試験等に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 6 1 号

改正 平成 27 年 1 月 27 日規程第 2 号
平成 28 年 1 月 22 日規程第 1 号
平成 31 年 3 月 19 日規程第 7 号
令和 3 年 3 月 31 日規程第 46 号
令和 5 年 2 月 27 日規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 28 条第 3 項及び下関市立大学経済学部履修規程（平成 19 年規程第 57 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき下関市立大学（以下「本学」という。）において実施する定期試験及び追試験に関して必要な事項を定めるものとする。

(定期試験)

第 2 条 本学において実施する定期試験は、春学期末及び秋学期末の年 2 回実施する。

(受験)

第 3 条 定期試験を受験できる者は、当該学期において履修登録済みであり、かつ、当該科目を教授する教員の課した出席日数等の条件を充たした者とする。

(実施形態)

第 4 条 定期試験は、教室等で実施する筆記等の形態を基本とするが、講義形態等によりレポートその他の形態に変更することができる。

(定期試験の実施)

第 5 条 学務部教務課（以下「教務課」という。）は、定期試験を実施する日程、時限及び教室を、当該学期の定期試験開始日の 1 週間前までに掲示により、学生に周知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、特に必要があると認める学生を同項の規定により周知された教室とは別の教室で受験させることができるものとする。

(厳守事項)

第 6 条 受験をする学生は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 定期試験受験の際には学生証を携行し、机上に提示すること。ただし、学生証を忘れた場合には、教務課で仮受験票発行の申請を行い、机上に提示すること。
- (2) 試験室での着席は、試験監督の指示に従うこと。
- (3) 試験開始から 10 分を経過した後は、試験室に入室できない。
- (4) 試験開始後は試験終了時刻まで試験室を退出できない。ただし、体調不良による退出は認めるが、試験室への再入場はできない。
- (5) 答案用紙への記入について、学科名、学籍番号、氏名は必ずペンで記入すること。鉛筆での記入はしてはならない。

- (6) 試験で使用した答案用紙は必ず提出し、持ち帰ることはできない。
- (7) 机や椅子の上には筆記用具など許可されたもの以外は置いてはならない。
- (8) 携帯電話、録音・再生可能な電子機器、補聴器を除くイヤホン・ヘッドホン類は、使用できないように電源を切るなどして、鞆にしまわなければならない。
- (9) 教科書、ノートなどの持ち込みを許可された試験においては、当該物品の貸借をしてはならない。
- (10) 試験中は、許可されているものを除き、ノート、テキスト、資料、書き込んだ紙片、携帯電話・電子辞書などの電子機器、机や椅子への書き込み等を見てはならない。

(不正行為)

第7条 試験中に不正行為と判断される行為を行った学生は、当該試験終了後、試験監督及び監督補助員と同行し、学部長に詳細を説明しなければならない。また、不正行為と判断する物件については、試験監督が管理し、学部長に引き渡すこととする。

2 前項の学生と面談した学部長は、詳細を把握した後、学長に報告し、その処分について協議するものとする。

3 前項により行われる処分は、学則第44条の規定により行われる。

(追試験)

第8条 定期試験に欠席した学生で、当該欠席に次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められたものには、追試験を行う。

- (1) 天災その他の非常災害に遭遇したこと。
- (2) 公共交通機関の突発事故及び遅延により試験の開始に間に合わないこと。
- (3) 負傷し、又は病気になったこと。
- (4) 3親等以内の親族が死亡したこと。この場合において、追試験の対象となる授業科目の試験は、当該親族が死亡した日に実施された試験及び死亡した日の翌日から起算して別表に掲げる日数までの期間に実施された試験とする。
- (5) 就職試験を受験すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が特に認める事由があること。

(追試験受験願)

第9条 追試験を受験しようとする学生は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続きを行わなければならない。

- (1) 前条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合 当該試験が終了するまでに電話連絡等（代理人からの連絡を含む。）を本学に行い、当該試験終了後7日以内に追試験願等（受験できないことを証明する書類が添付された、別記様式に定める追試験願をいう。以下同じ。）を提出すること。ただし、学長がやむを得

ないと認めるときは、定められた日時よりも後にこれらの行為を行うことができるものとする。

(2) 前条第5号に該当する場合 当該科目の試験が終了するまでに追試験願等を提出すること。

(3) 前条第6号に該当する場合 定期試験開始日の7日前までに追試験願等を提出すること。

(除外)

第10条 第8条第2号の規定は、公共交通機関を利用した場合のみを該当とし、各自の自家用車による事故及び渋滞等による遅刻は追試験の対象としない。

(追試験の実施)

第11条 第9条に規定する手続きに応じて、学長が追試験の実施を認めたときは、日程を調整し、速やかに追試験を実施する。

(その他)

第12条 定期試験及び追試験について、この規程に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成27年1月27日規程第2号）

この規程は、平成27年1月27日から施行する。

附 則（平成28年1月22日規程第1号）

この規程は、平成28年1月22日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規程第7号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第46号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日規程第5号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

本人との続柄		日数
配偶者		7日
血族 （本人の血縁関係）	1親等 （父・母・子）	7日
	2親等 （祖父・祖母・孫・兄・姉・弟・妹）	5日
	3親等 （おじ・おば・甥・姪）	2日
姻族 （配偶者の血縁関係）	1親等 （父・母・子）	3日
	2親等 （祖父・祖母・孫・兄・姉・弟・妹）	2日
	3親等 （おじ・おば・甥・姪）	1日

別記様式（第9条関係）

年 月 日

追 試 験 願

(宛先) 下関市立大学長

学科
学籍番号
氏名
連絡先

私は、このたび真に止むを得ない事由により、本学の定期試験の下記科目を受験することができません。

つきましては、追試験を御許可くださいますようお願いいたします。

記

定期試験が受けられない事由

注：上記事由を説明できる諸証明書（交通機関の遅延証明書、医師の診断書等）を添付すること。

追試験申請科目等

[illegible]